

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		第一種動物取扱業者であった者に対する勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		動物の愛護及び管理に関する法律
条 項		動物の愛護及び管理に関する法律第 24 条の 2 第 1 項
所 管 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	登録がその効力を失ったとき又は登録を取り消したときから 2 年間は、第一種動物取扱業者であった者に対し、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺的生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。
	備 考	